

協議第 99 号

平成 16 年 6 月 10 日確認

各種事務事業の取扱い（障害者福祉事業）について

各種事務事業の取扱い（障害者福祉事業）について別紙のとおり提出する。

平成 16 年 6 月 10 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 心身障害児(者)福祉年金給付事業については、心身障害児を扶養している父母または養育者に対して年金を支給していく方向で調整する。なお、支給基準、金額等については合併までに調整する。</p> <p>2 重度心身障害者等介護手当給付事業については、手当を支給していく方向で調整する。なお、支給基準、金額等については合併までに調整する。</p> <p>3 重度心身障害者タクシー料金助成事業・身体障害者自動車燃料費助成事業・人工透析患者通院手当については、対象者がタクシー料金助成、自動車燃料費助成のいずれかを選択できる新たな制度を制定する。なお、支給基準、金額等については合併までに調整する。</p>
関係項目	障害者福祉事業		

先進地事例

【宗像市】

障害者福祉事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。

【瑞穂市】

(1)重度心身障害児福祉金については、支給金額は、障害児1人につき、年額36,000円で実施する。対象児は、身体障害者手帳所持者で1級から2級までの20歳未満の者、並びに療育手帳所持者でAの判定を受けた20歳未満の者とする。

(2)在宅ねたきり老人等重度障害者(児)介護慰労金制度は、新市においては実施しない。新市において介護家族の負担の軽減を図るため、短期入所サービスにおける利用者負担分につき助成する。短期入所利用は、1回あたり4日以内とし、年6回までとする。助成額は、介護報酬の個人負担分の9割以内とする。対象者は、生計中心者の年収10,000,000円程度までの世帯とする。

【対馬市】

(1)障害者計画...新市において新たに策定する。

(2)障害者(児)関係手当...現行のとおりとする。

(3)心身障害者医療費助成等...現行のとおりとする。

(4)その他の事務事業...現行のとおりとする。

【いなべ市】

障害者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。